吉川市食料品等価格高騰重点支援給付金（３万円/1世帯）のご案内

- 吉川市食料品等価格高騰重点支援給付金（１世帯あたり３万円）は、令和５年度住民税非課税世帯を支援する事業です。

給付金の支給額

１世帯あたり３万円

給付金の支給時期

吉川市が確認書(または申請書)を受理した日から３週間後が目安です。

支給対象と申請の有無(支給対象となる世帯)

基準日(令和５年６月１日)時点で吉川市に住民登録がある

「令和５年度住民税非課税世帯」

①確認書が届いた方※７月１３日(木)以降通知を送付

【支給口座等が記載されている場合】

→返送不要（詳しくは裏面①-(1)へ）

【支給口座等が記載されていない場合】

→必要書類を添付して返送が必要（詳しくは裏面①-(2)へ）

②申請書（請求書）が届いた方※７月下旬以降通知を送付

→必要書類を添付して返送が必要（詳しくは裏面②へ）

③基準日以降の住民異動や税の修正申告などにより、支給対象となった方→申請が必要です（詳しくは裏面③へ）

※申請書は公共施設(設置場所は裏面参照)で取得できるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請期間：令和５年７月１３日(木)～令和５年１０月１３日(金)　消印有効

※支給要件の詳細や申請書のダウンロードは市ＨＰをご覧ください。

【市ＨＰ(ホームページ)】

https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/24,97036,235,1172,html

受給手続きは裏面をご確認ください。

給付金の受給手続き

①確認書が届いた方

(1)過去に非課税世帯に対する給付金を吉川市から受給した世帯には、**過去の非課税世帯に対する給付金の振込口座が記載**されています。
書類の内容を確認し、振込希望口座の変更などがある場合のみ返送してください。
内容に変更がない場合は返送不要です。８月９日以降に順次支給します。
※前回と異なる口座への振り込みを希望する場合は、支給が遅くなります。

(2)過去に非課税世帯に対する給付金を吉川市から受給していない世帯は、書類に必要事項を記入して、**添付書類とともに、**吉川市に**返送**してください。

②申請書（請求書）が届いた方

●令和５年１月２日以降に吉川市へ転入してきた世帯員がいる世帯または世帯員の中に住民税の未申告者がいる世帯には、申請書を送付します。
書類に必要事項を記入して、**添付書類とともに、**吉川市に**返送**してください。

③基準日（令和５年６月１日）以降の税の修正申告などにより、支給対象となった方

●市ホームページまたは公共施設（設置場所は下記参照）にて申請書を取得後、書類に必要事項を記入して、**添付書類とともに、**吉川市役所地域福祉課へ郵送または地域福祉課窓口までご提出ください。

【確認事項】

① **住民税の未申告者が世帯の中にいないこと。**
(申告した上で該当であれば支給対象になります)

② 令和5年1月1日時点で吉川市以外にお住まいだった方は令和５年１月１日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和５年度住民税非課税証明書』の写し(コピー可)を添付してください。

【申請書設置場所】市役所、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、平沼地区公民館、東部地区公民館、美南地区公民館、総合体育館

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

〒342-8501　吉川市きよみ野1-1　吉川市役所地域福祉課（市役所1階）

048-982-9548 受付時間　平日9:00～17:00(土・日・祝日を除く)